

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第60条第1項の規定により指定の申請をするときは、様式第1号の申請書を知事に提出するものとする。

2 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共同省令」という。）第41条第2項第5号の規定に基づくその他都道府県知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- 二 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 三 法第62条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去5年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ）
- 四 法人の組織及び事務分担を記載した書類
- 五 個人情報保護規程又はこれに準ずるもの
- 六 法第66条の規定に基づき、業務ごとに経理を区分して整理した書類
- 七 申請者が第5条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- 八 誓約書（様式第2号）
- 九 支援業務の実施のための意思決定がなされていることが分かる書類（共同省令41条第2項第2号に掲げる「当該申請に係る意思の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、法第59条第1項の規定による指定をしたときは、様式第3号により申請者へ通知を行うものとする。

2 知事は、法第60条第3項の規定による公示をするときは、県ホームページにより行うものとする。

3 知事は、法第60条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合せず、支援法人として指定しないときは、様式第4号により申請者へ通知を行うものとする。

(名称等の変更の届出)

第4条 支援法人は、法第61条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第5号の申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第61条第1項の規定による認可をしたときは、様式第7号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 支援法人は、法第61条第2項の規定による変更の届け出をするときは、様式第6号の変更届出書を知事に提出するものとする。

4 知事は、法第61条第3項の規定による公示をするときは、県ホームページにより行うものとする。

5 知事は、第1項の規定による認可申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第8号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

(市町村長による推薦)

第5条 市町村長は、居住支援活動に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

2 申請者は、前項の推薦を受けようとするときは、様式第9号の推薦申請書を市町村長に提出するものとする。

3 第1項の推薦は、様式第10号の推薦書を知事に交付することにより行うものとする。

なお、市町村長は、推薦書を知事に交付したときは、その写しを申請者に交付するものとする。

4 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の交付を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第6条 支援法人は、法第63条の規定による認可を受けようとするときは、様式第11号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の申請には、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書を添付するものとする。

一 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることが分かる書類

二 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることが分かる書類

三 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、そのことが分かる書類

3 知事は、法第63条の規定による認可をしたときは、様式第12号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第13号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)

第7条 支援法人は、法第64条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第14号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第64条第1項の規定による認可をしたときは、様式第15号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第16号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定は、法第64条第3項の規定による変更の認可について準用する。この場合において、第1項の規定における「様式第14号」は「様式第17号」と読み替えるものとする。

(事業計画等の認可)

第8条 支援法人は、法第65条第1項の規定による認可を受けようとするときは、様式第18号の認可申請書を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第65条第1項の規定による認可をしたときは、様式第19号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、認可をしないときは、様式第20号により当該支援法人へ通知を行うものとする。

4 第1項から前項までの規定は、法第65条第1項後段の規定による変更の認可について準用する。この場合において、第1項の規定における「様式第18号」は「様式第21号」と読み替えるものとする。

(毎事業年度の報告)

第9条 支援法人は、法第65条第2項の規定する書類を提出をするときは、様式第22号の提出書を知事へ提出するものとする。

(指定の辞退)

第10条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により指定を辞退するときは、様式第23号の辞退届出書を知事へ提出するものとする。

(指定の取消し等)

第11条 知事が、法第70条第1項又は第2項の規定に基づき支援法人の指定を取消したときは、様式第24号により、当該指定の取消しを行った支援法人へ通知を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。